



ゆうメール

まつもとほうじん

令和6年
(2024年)
1月号
第588号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



いね thumbs up ふるさと!

“えびす講(恵比寿講)”

— 主な記事 —

いね thumbs up ふるさと!

- 税務署長・会長新年ご挨拶…………… 2頁
- 税についての作文…………… 3頁
- 税務ポイント…………… 4～5頁
- いね thumbs up ふるさと!…………… 5頁
- 労務レポート…………… 6～7頁
- 青年部・女性部コーナー…………… 7頁
- 皆さんこんにちは・和田元樹氏…………… 8頁
- 頑張ってます・丸山亜希氏・丸山勇人氏…………… 8頁
- 1月の予定等…………… 9頁
- 当会役員・監事年賀…………… 10頁
- 会員福利厚生制度 PR…………… 11頁
- インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 12頁
- 第19回会員親睦ボウリング大会のお知らせ… 付録
- 冬期特別研修会のお知らせ…………… 付録

えびす講 (恵比寿講)

長野県内でえびす講と言えば千曲川の煙火大会が有名ですが、松本では四柱神社での「まつもと城下町恵比寿講しょうふく祭」でしょうか。七福神の中で唯一の日本由来の神様である恵比寿様のお祭りで、商売繁盛・五穀豊穰を願い、主に関西では1月10日(十日えびす)、関東では旧暦の10月20日(二十日えびす)に行われることの多いお祭りです。

(関連記事5頁掲載 横沢敏編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印	社									経
	長									理



差出人・返送先
 一般社団法人松本法人会
 〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10
 大同生命松本ビル5階



謹賀新年



松本税務署長 田中 聖一

一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は神澤会長をはじめ、貴会の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会は、広報誌「まつもとほうじん」の発行、各種研修会の開催や小学生を対象とした租税教室への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の募集などを通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に貢献されておられます。また、献血活動、松本児童園への寄付・奉仕といった社会貢献活動にも積極的に取り組まれ、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ておられます。このことは、税務行政に携わる私どもといたしましては、誠に心強い限りであり、皆様のご尽力に心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、近年は新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっております。アフターコロナの時代に移る中でも、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を更に前に進めていくため、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」を3本の柱とし、国税に関する手続きや、業務の在り方などの抜本的な見直しを進めております。国税庁の「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たして国民の皆様の負託に答えていくためには、松本法人会の皆様のお力添えが必要不可欠でありますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。

まもなく、確定申告の時期を迎えます。令和5年分の所得税等の確定申告では、例年にも増して、ご自宅からスマホ・パソコンを利用したe-Tax申告を推進してまいります。会員企業の役員・従業員の皆様におかれましては、より利便性が向上したe-Tax申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。

また、昨年10月からは、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度がスタートしました。事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、引き続き周知・広報等に取り組んでまいります。円滑に制度の定着が図られますよう、松本法人会の皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人松本法人会にとりまして良い年となりますよう、また、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を、心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の経済活動に大打撃を与えたコロナ禍がほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してまいりました。金融政策は異次元緩和から脱却できずにいますが、我が国の経済財政運営は“戦時”から“平時”のそれに切り替える段階に至ったといえます。

そのような中、当会におきましては税務を中心とした各種研修事業、生活習慣病健診、会員企業を守る福利厚生制度のご案内、献血や松本児童園への寄付・奉仕作業といった社会貢献活動、小学生を対象とした租税教育活動、広報誌の毎月発行など予定しておりました全ての事業を実施することができました。また、昨年は当会社団化50周年の大きな節目の年でございましたが、計画した記念式典、記念旅行、記念講演会等の関連行事につきましても無事に開催することができました。長きにわたり、当会をお支えくださいました松本税務署様、当会役員・会員の皆様、関係機関の皆様に対しまして、改めまして心より感謝申し上げます。

現下の情勢は、ロシア・ウクライナ、イスラエル・パレスチナ間の武力紛争や地球規模での気候変動の影響が各国の人々や企業にも影響を及ぼす中、我が国でも地域経済や雇用の担い手である中小企業ではコロナ禍や諸物価高騰、人手不足などにより体力を奪われ苦戦されている企業も少なくありません。政府や税務当局におかれましては、そうした企業を支えるべく、事業承継や導入された消費税のインボイス制度への対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援をお願い申し上げます。

本年も当会では適正公平で中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに、会員企業の経営に資する事業、地域社会の発展に寄与できる事業を実施してまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業、関係者各位、地域の皆様方に平穏と繁栄が訪れますことを心より祈念し、年頭のご挨拶といたします。

税についての 作文 コンクール

一般財団法人大蔵財務協会理事長賞

命の次に大切なお金を預かるということ

信州大学教育学部附属松本中学校 三年 望月 美里

私の父は税務署で働いています。父は少し変わっています。

疲れた疲れたと言って帰宅したにも関わらず、仕事で中気になったと税法について遅くまで調べたり、税法のこの句読点がここについているからこう解釈するべきか？などと夕食の準備をする母を相手にブツブツ言っていたり、休日に税金の専門誌をじっくりと読み込んだり、明日はこれをやってそれを調べてその前にあれをチェックして…と、とにかく税法と仕事について常に考えているような人です。休日前はウキウキとして休みを心待ちにしている様子なのに、いざ休日になると税法について調べ始める。父のそんな矛盾した行動は、私にはとても不思議で、そんなに税法と仕事が好きなのか。休みの日くらいゆっくりすればいいのに。と小さいころから思っていました。

私が小学生のころ、税金が何に使われているのか、授業で教わる機会がありました。

救急車や消防車などの緊急車両を出勤させるのに必要なお金。学校の机や椅子、黒板を買うお金。災害時に復旧のために使われるお金。生活に困窮した人を助けるためのお金。国のために働く人たちのお給料として使われるお金。そして、世界の人々を助けるために使われるお金。人々が安心して、安全に快適に暮らすために必要なたくさんのお金は、国民から集めた税金で

賄われていることを知りました。

では、父の仕事は？

父は、私たちの生活を支えるための税金を正しく、公平に集めるために頑張っているのだと思い、父が休みの日にまで税法に振り回されている理由が少しだけ分かった気がしました。父も母もよく「税務署は命の次に大切なお金を預かる所だから」と口にします。税金とは、少しでもみんなが暮らしやすくするために使われるべき大切なお金です。課税には公平と正確が求められます。一方で、少しでも不公平があったら税務署への信頼がなくなり、国民の税金を納めようという気持ちを奪いかねないと少し怖くもなりました。

父が、常に税法について考えている様子なのは、税金の窓口となる税務署の仕事に責任を持ち、誇りを持って仕事をしているからなのでしょう。

私は、中学校で生徒会の役員をしています。辛いことや大変なこともあります。より良く楽しい学校生活のためにはなくてはならない仕事です。私も父のように、自分の仕事に責任と誇りを持ち、最後までやり抜きたいと思いました。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁹⁰)消費税その37 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の下での税額計算の概要

Q. 適格請求書等保存方式の下での税額計算の方法について教えてください。

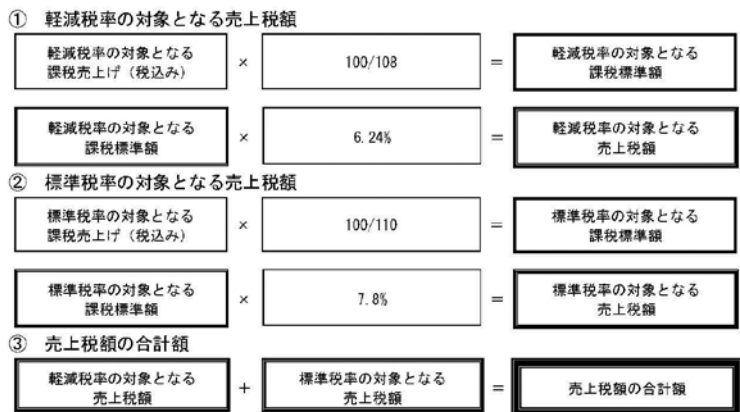
A. 軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においてもこれまでと変わりません。

具体的な売上税額と仕入税額の計算方法は、次のとおりとなります。

1. 売上税額 (詳細については、国税庁 HP の消費税インボイス制度に関する Q & A の問119《売上税額の計算方法》をご参照ください。)

(1) 原則(割戻し計算)

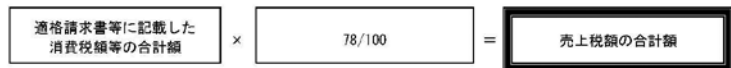
税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(6.24%又は7.8%)を掛けて売上税額を算出します(消法45)。



(2) 特例(積上げ計算)

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書(以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。)の写しを保存している場合(適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。)には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます(消法45⑤、消令62①)。

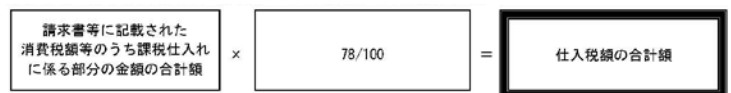
なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額も積上げ計算しなければなりません。



2 仕入税額(詳細については、国税庁 HP の消費税インボイス制度に関する Q & A の問126《仕入れ税額の計算方法》及び問 128《適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算》をご参照ください。)

(1) 原則(積上げ計算)

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等(提供を受けた電磁的記録を含みます。)に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します(消法30①、消令46①②)。



(2) 特例(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができます



す(消令46③)。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

(税制委員会：

忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

(参考) 売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額	仕入税額
<p>【割戻し計算】(原則) 売上税額は、税率の異なることに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。</p> <p>この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算(原則)又は割戻し計算(特例)のいずれかを選択することができます。</p>	<p>【積上げ計算】(原則) 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <p>【割戻し計算】(特例) 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なることに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算することもできます。</p>
<p>【積上げ計算】(特例) 相手方に交付した適格請求書の写しを保存している場合(適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。) には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</p>	<p>【積上げ計算】(原則) 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <p>売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</p>

※ 売上税額の計算方法において、「割戻し計算」と「積上げ計算」を併用することは認められていますが、仕入税額の計算方法において、「積上げ計算」と「割戻し計算」を併用することはできません。

人ね👍ふるさと!

『えびす講 (恵比寿講)』
～商売繁盛・五穀豊穰を願い～

昭和の中頃までは、年末年始の準備や収穫の終わった農家の買い出しに向けた商店街の大売り出しの名目として歳末商戦の目玉でしたが、11月3日の「市民祭」やクリスマスセールに挟まれたことで、いったんは縮小していきました。

平成に入り四柱神社周辺のお城下町と呼ばれる商店街を中心に復活し、今日の賑わいにつながっています。11月下旬のこの時期には、深志神社でも1742年に本町1丁目の商人が勧請した恵比寿神社で恵比寿講が行われています。アメリカでもブラックフライデーの季節ですから、商売的には良いタイミングなのかもしれません。

全国的に有名なのは、お正月の1月10日に福男神事

が行われる西宮神社ですが、ここは恵比寿様の総本社にあたります。浅間温泉にある西宮恵比寿神社は明治期にここから勧請され、昭和初期に現在の社殿が建てられ、1月10日に恵比寿講が行われています。ちなみに松本の冬の風物詩「松本あめ市」はもともと「初市」と呼ばれ、「市神」として恵比寿様を祀っていますので、例祭が1月10日に行われていたことを考えると、広い意味では恵比寿講として捉えることもできるのではないのでしょうか。



恵比寿様と呼ばれるこの神様の本名は「事代主神」(または「蛭子」)。岡宮神社にも境内の右奥に事代主社がありますので、初詣にあわせて今年の繁栄を祈念して恵比寿めぐりをしてみるのはいかがでしょうか。

(横沢敏編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

労働条件明示のルールが 令和6年(2024年)4月から変更されます!

社会保険労務士 上 嶋 宏



従業員を雇ったとき、会社は、労働条件を労働条件通知書または労働契約書等の書面に記載し従業員に交付することが労働基準法に定められています。その書面に必ず明示しなければならない事項と社内で該当する制度を設けている場合に明示しなければならない事項があります。

1. 必ず明示しなければならない事項として

- ① 労働契約の期間・・・期間の定めの有無および契約期間
- ② 期間の定めのある労働契約の場合、契約更新の有無。契約更新するときの基準に関する事項
- ③ 就業の場所及び従事する業務に関する事項（雇入れ直後の場所と業務を明示すれば良いとされています）
- ④ 始業・終業時刻。時間外労働の有無。休憩、休日、休暇に関する事項
- ⑤ 賃金の支給額、計算方法、賃金計算期間の縮日、支払日及び支払方法に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇事由も含みます）
ここまでは、雇い入れるすべての従業員に原則、書面で明示することが労働基準法に定められています。さらに、雇い入れる従業員が、パートタイム労働者や有期雇用労働者の場合、パートタイム・有期雇用労働者法に以下の事項についても書面で明示することが定められています。
- ⑦ 昇給の有無
- ⑧ 退職手当支給の有無
- ⑨ 賞与支給の有無
- ⑩ パートタイム・有期雇用労働者が雇用管理の改善等に関する相談窓口（相談担当者氏名、役職名、相談担当部署名等）についての事項

これらの必ず明示しなければならない事項に追加される改正が行われます。

2. 改正により追加される事項

雇い入れるすべての従業員に対して、1. ③で示した「就業の場所及び従事する業務に関する事項」に関連してさらに『就業の場所・業務の変更の範囲』を明示することが追加されました。この改正は、限定正社員やパート・アルバイトなどの、就業場所や

業務内容に制限があるのが一般的な非正規労働者等に限るものではありません。すべての従業員が対象となります。

このことにより、今までの日本の雇用慣行で曖昧にされることが多かったこれらの変更範囲を可視化することになります。厚生労働省が公表している今回の改正に対応した労働条件通知書では、「就業の場所」、「従事すべき業務の内容」の欄は、いずれも「雇入れ直後」「変更の範囲」の二つを書くようになっていきます。また、必ず変更の範囲を限定しなければならないものではなく、変更範囲を限定しないことも可能です。

労働条件通知書表記例

就業の場所	(雇入れ直後) 松本市内営業所 (変更の範囲) 会社の定める営業所
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) 広告営業 (変更の範囲) 会社内全ての業務

このことにより、従業員から就業場所や業務変更範囲を制限してほしいといった声が増加することが予想できます。こうした声に適切な対応を講じないと不平不満が高まり人材流出につながる恐れがあります。就業場所や業務変更範囲の制限を求める声が多く上がるようならば限定正社員制度等の制度を検討する必要が生じると思います。

次に、有期労働契約を締結するとき及び契約更新するタイミングごとに、有期労働契約の通算契約期間または更新回数上限の有無とその内容を明示すること。これが明示事項の追加に合わせ更新上限を新設または短縮する場合、その理由を事前に有期雇用労働者に説明することが必要となります。こうした更新上限を会社が設ける理由は、有期雇用労働者の無期転換を防ぐことを目的としていることが多いと思われます。これを労働契約書に一方的に書き込んで従業員に契約更新を求めることは、一方的な労働条件の変更と思われ、従業員と個別労働紛争に発展することが多くなっています。このようなトラブルを防ぐために事前に更新上限の新設または短縮の理由を従業員に説明することが盛り込まれました。この理由は、誰もが無期転換防止ではないと思える理由でなければ、非常にトラブルになりやすいです。

有期労働契約の更新上限の新設または短縮をする場合、これらを行うことについて十分検討されることをお勧めします。

最後三番目は、有期雇用労働者が、「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに以下の項目について労働条件の明示が義務付けられました。

- ・無期転換申し込みに関する事項
- ・無期転換後の労働条件

この労働条件を明示するタイミングは、有期雇用

労働契約を更新するごとに明示する場合と条件が揃ったときに明示する場合があります。

これらの詳細は、次回の労務レポートでお伝えしたいと思います。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

青年部コーナー 活動報告

子ども職業体験イベント『こどもしおじり』に参加

12月9日(土)、10日(日)に塩尻市のえんぱークを会場に開催された「こどもしおじり」に、青年部が参加してまいりました。この事業は小学3年生から中学3年生までの児童を対象に、こども達が働き、お給料をもらい、納税をして、買い物やアカデミーを体験できる仮想の街づくりを行う取り組みです。当会からはお仕事ブース(洋菓子屋さん)、アカデミーブース(租税教室)計2ブースを出展いたしました。

参加したこども達は楽しみながら働くとともに、税についても学んでくれました。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



女性部コーナー 活動報告

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ寄附金、日用品などの物品贈呈と奉仕活動を毎年実施しております。

本年度は12月12日(火)に渡辺女性部長をはじめとする6名が児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしてまいりました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活するこども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行いました。ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

▲ サンリン 株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!



有限会社 ダスキングラヌキサービス社
松本市城西
取締役 和田 元樹 氏



祖父が創業したダスキング加盟店の三代目になります。モップやマットなどの清掃・衛生用品の定期訪問レンタルサービスから始まった会社ですが、自分は主に清掃事業の責任者として働いています。年末と言えば大掃除ですので、今でもこの時期に依頼が集中しがちで、スタッフの割り振りに苦勞していますが、おかげさまで忙しくさせていただいております。

2007年からダスキング本部を含めて都内で営業職として働き、2011年に入社しました。当時同世代の人と交流する機会は多くありませんでしたが、その後入会した松本青年会議所では多くの仲間に恵まれ、理事長を経験するなど公私に充実した数年間を過ごし、昨年末で「卒業」を迎えました。後半はコロナ禍でしたので、従来通りの活動ができず、苦勞も多かった分普段できない挑戦からの収穫もありました。休日の事業も多く、小学生の子供たちの相手も十分にはできませんでしたが、これからは家族と過ごす時間も大切にしていきたいと思います。

生活しやすい環境を整備するという仕事面ではコロナ禍で生まれた衛生への意識は追い風だと思います。ますます増える高齢化の需要にどのように人手を確保し、お客様の暮らしの衛生環境を整えていくかが課題です。

(横沢敏編集委員)

今年もよろしく
お願いいたします。
けんた



『歩き方を変え、人生をポジティブに!』

ポジ◎ラボ～歩き方の学校～

松本市波田 丸山 亜希 さん
丸山 勇人 さん

令和5年5月に松本市波田にOPENした「ポジ◎(マル)ラボ～歩き方の学校～」を主宰する丸山様ご夫妻にお話を伺いました。こちらは長野県内ではおそらく唯一、全国でも珍しい「歩き方」に特化したスタジオで、正しく美しい歩き方、良い姿勢を維持するためのストレッチやトレーニングなどを指導されています。お二人はご自身の経験から「歩き方を変えると人生が変わる」という信念をお持ちで、歩き方という最も基本的な日常動作の一步を変えることにより、心身の健康、印象アップ、ボディメイク、そしてポジティブ思考につながることを大勢の方々に伝えています。

ポジ◎ラボさんではスタジオ以外にも行政などと連携して各地の公民館などでもレッスンを開催されていますが、学校や企業からの依頼を受け出張レッスンにも対応されています。老若男女、様々な世代がストレス社会で暮らす現代、お二人は「歩き方や姿勢を変えることで、そんな日常を少しでもポジティブに前に進んでいけるようこれからもお手伝いをしていきたいです!」と素敵なお笑顔で語られました。

(川船昌子編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

1月の予定

10日 税制委グループ会議 11日 総務委員会、県連組織委員会、青年部第四委員会・幹事会 15日 県連青年部連絡協議会 17日 県連総務委員会 19日 正副会長会、拡大役員会、賀詞交歓会、新入会員歓迎会 23日 租税教室（三郷小学校） 25日 女性部幹事会・新年特別例会 26日 決算説明会 31日 広報委編集会議

第114回税制勉強会開催のお知らせ

～松本税務署 齋藤副署長講演「酒税の基礎知識」～

- 日 時 2月21日(水)午後2時～3時30分（予定）
- 会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 内 容 「酒税の基礎知識」
- 講 師 松本税務署 副署長 齋藤 健一氏
- 受講料 無料
- お申込 事務局まで（0263-35-8080）

ご協力ありがとうございました！

令和5年度

“松本法人会 やまびこ運動” 結果報告

ご紹介
161件

ご入会
68社

会員企業の皆様にお取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年は5月から11月まで皆様にご協力をいただきました。

昨年は新型コロナウイルス感染症の5類への移行

を機に、コロナ禍以前の活動を目指し各部会、青年部・女性部、関係機関の皆様にご協力いただき、紹介件数が161社、その中からの入会が68社となり、いずれも昨年を大きく上回る結果となりました。皆様から賜りましたご協力に厚く御礼申し上げます。（12月19日集計時点）

なお、本年度も各部会には「新規入会件数目標」、「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、塩尻部会と波田部会に両部門の目標を達成していただくとともに、青年部、女性部にも新規入会数目標を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

令和6年度

税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

昨年11月27日に務台俊介衆議院議員（自由民主党）、同30日に中川宏昌衆議院議員事務所（公明党）、12月14日に下条みつ衆議院議員事務所（立憲民主党）を訪

問し、令和6年度税制改正に関する提言活動を行いました。

また、本誌作成スケジュールの都合上写真はございませんが12月25日には松本市役所（市長・市議会議員）を訪問いたしました。なお、松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議員あてに提言書を送付いたしました。



務台俊介衆議院議員



中川宏昌衆議院議員事務所



下条みつ衆議院議員



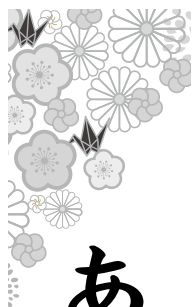
辰 頌 春

令和6年
(2024年)
()内は選出部会

「消費税申告」
「声運動実施中」

会長 神澤陸雄	副会長・総務委員長 滝澤文雄	副会長・研修委員長 花岡貞夫	副会長・広報委員長 百瀬衛貴男	副会長・税制委員長 百瀬幸子
副会長・組織委員長 小日向義夫	副会長・穂高部会長 菅澤一隆	副会長・塩尻部会長 作田永子	副会長・厚生委員長 上條敏昭	副会長・豊科部会長 萩原敦己
副会長・川手部会長 高橋直樹	副会長・波田部会長 谷上正明	専務理事 野村和之	常任理事・青年部長 川出哲敬	常任理事・女性部長・厚生副委員長 渡辺くに子
常任理事 西澤仁志	常任理事・城西部会長 鶴見明夫	常任理事 上村勝也	常任理事(西部) 水谷有吉	常任理事(南松本) 島宏幸
常任理事・総務副委員長・西北部会長 田中幸一	常任理事・総務副委員長・上土部会長 増田博志	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上條栄規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田内光一	常任理事・広報副委員長 浅川琢夫
常任理事・税制副委員長 赤羽勝巳	常任理事・組織副委員長 清水是昭	常任理事・厚生副委員長 高橋治美	常任理事・直前青年部長 廣田伸一	理事・今町・六九部会長 木下匡晃
理事・伊勢町部会長 斉藤信人	理事・中央部会長 伊藤博敏	理事・深志部会長 齋秀行	理事・本庄部会長 市川興一	理事・白板部会長 田近勝之
理事・城東部会長 大和朗	理事・東部部会長 新井巻好	理事・北部部会長 濱田諭	理事・南松本部会長 加藤文彦	理事・芳川部会長 浅川貴央
理事・本郷部会長 富成敏文	理事・寿部会長 堀江哲也	理事・研修副委員長・西部部会長 宮下秀保	理事・南西部会長 中島敬夫	理事・三郷部会長 高木一寿
理事・筑北部会長 小山光雄	理事・安曇部会長 川上隆英	理事・梓川部会長 小松保久	理事・堀金部会長 猪又悟	理事・朝日部会長 武井正
理事・山形部会長 清水敏昭	理事・奈川部会長 亘 亘	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 奥原宰	理事・農協部会 田中均	理事・広報副委員長 忠地恵子
理事・税制副委員長 赤羽総一郎	理事・青年部長経験者 大月清光	理事・青年部長経験者 伊藤修	理事・青年部副部長 蒲生浩明	理事・女性部副部長 中野美知子
運営審議員(今町・六九) 真峯勝則	運営審議員(本庄) 横内義明	運営審議員(城東) 安保充彦	運営審議員(北部) 小松伸好	運営審議員(本郷) 久保村明弘
運営審議員(寿) 橋詰修	運営審議員(南西) 岡野敏明	運営審議員(塩尻) 酒井久徳	運営審議員(塩尻) 塚原嘉之	運営審議員(塩尻) 吉村和道
運営審議員(塩尻) 中村健一	運営審議員(豊科) 齊藤貴	運営審議員(豊科) 岸本実	運営審議員(穂高) 会田恵司	運営審議員(穂高) 佐野訓久
運営審議員(川手) 藤森賢	運営審議員(川手) 太田英雄	運営審議員(三郷) 久根下直敏	運営審議員(筑北) 瀧澤義文	運営審議員(安曇) 唐澤和寿
運営審議員(梓川) 武田力	運営審議員(堀金) 浜田和明	運営審議員(朝日) 清澤俊彦	運営審議員(山形) 唐沢孝美	運営審議員(奈川) 奥原充
監事 宮本潔	監事 伊藤敏史	監事 柴田博康		

事務局一同



あけましておめでとつうございます

属



さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

謹賀新年

大同生命は、
「経営者保険のパイオニア」として、
これからも、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

DJIDO 大同生命保険株式会社 松本支社 / 長野県松本市本庄 1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

AIG

2024

謹賀新年

おかげさまで法人会の福利厚生制度ビジネスガードは、
本年創設40周年を迎えます！
ありがとうございます。

AIG損保 近くにいる。チカラになる。

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

本店
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

松本支店
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル
0263-35-1933
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員とご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和六年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 長野支社

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルのイラストも
カメラ デジタル写真も
スマートフォン デジタルのイラストも

素材を組み合わせて

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会
〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ご利用下さい!!



法人会の会員限定 インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネットセミナー 毎月更新

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

セミナーDVD レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID: hj0915 パスワード: 8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



沖縄チャーター便 定期便 運航につなげたい (松本市)



信州まつもと空港と沖縄の那覇空港を結ぶチャーター便が運航されています。

利用客も増えて沖縄の海と信州の山の魅力が引き立つ便となっております、リピーターにも評判のようです。定期便への期待が高まります。

(川船昌子編集委員)

も評判のようです。定期便への期待が高まります。

川柳コーナー

歳重ね
「アレ」「コレ」ばかり
増えてきた

新NISA
始める前に
学ばなきや

娘から
値上げ要求

お年玉
新米

若い人に人気の平野紫耀さん。その明るいお人柄から、「紫耀」と周りの方に慕われて、大人達からも「紫耀くん」と呼ばれていますね。お母さまが紫色が好きでこの名前を付けてくれましたとはご本人のお言葉です。名前とお人柄がひとつになり活躍されている姿が素敵です。

時代と共に変化して愛されてきたお子様の名前、これからのどんなお名前がつけられていくのでしょうか…。

(川船)
川船昌子
横沢 敏



あ と が き

お子さんに付けられる名前には親御さんのこんな子に育って欲しい、素敵な人生を歩んで欲しいという願いが込められています。現代では一文字の素敵な名前や綺麗な字や響きが心地良かったりする名前も多く感動しませんか:

2023年1月から9月までに名付けられた、男の子(14万3259件)、女の子(14万1857件)の合計28万5116件の名前前で件数が多かったのは、男女、ジェンダレスでそれぞれ

男の子 ①連 ②碧 ③陽翔 ④湊 ⑤蒼
女の子 ①陽葵 ②凜 ③翠 ④紬 ⑤結菜
ジェンダレス ①あおい ②ひなた ③つむぎ ④りお ⑤りく

というものでした。

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社